3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

4　経済産業大臣は、第３章第２節及び第３節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　経済産業大臣は、第３章第４節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8　経済産業大臣は、第61条第１項及び第４項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第61条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　経済産業大臣は、第六章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第１項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第３章第１節及び第87条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第４章第１節第２款及び第87条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

4　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。）、第56条第１項（第69条及び第71条第６項において準用する場合を含む。）、第63条第１項若しくは第87条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第97条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

四　第87条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。

附　則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日　　会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則
　第一節　通則（第一条・第一条の二）
　第二節　電磁的記録による計算証明（第一条の三―第一条の六）
　第三節　計算書及び証拠書類の提出（第二条―第十一条）
第二章　国の会計事務を処理する職員の計算証明
　第一節　通則（第十一条の二）
　第二節　国の債権の管理に関する事務を行う職員の計算証明（第十一条の三―第十一条の七）
　第三節　歳入徴収官の計算証明（第十二条―第十九条）
　第四節　国税収納命令官等の計算証明（第十九条の二―第十九条の十二）
　第五節　物納を取り扱う職員の計算証明（第十九条の十三・第十九条の十四）
　第六節　官署支出官の計算証明（第二十条―第三十条の六）
　第七節　センター支出官の計算証明（第三十条の七―第三十条の十二）
　第八節　収入官吏の計算証明（第三十一条―第三十四条）
　第九節　資金前渡官吏の計算証明（第三十五条―第四十七条の三）
　第十節　歳入歳出外現金出納官吏の計算証明（第四十八条―第五十二条）
　第十一節　国庫金の運用を管掌する職員の計算証明（第五十三条―第五十六条）
　第十二節　国債その他の債務に関する事務を管掌する職員の計算証明（第五十七条―第五十八条の四）
　第十三節　物品管理官等の計算証明（第五十九条―第六十二条の五）
　第十四節　有価証券を取り扱う職員の計算証明（第六十三条・第六十三条の二）
　第十五節　国有財産の管理及び処分を行う職員の計算証明（第六十四条―第六十六条）
　第十六節　都道府県の知事、知事の指定する職員等の計算証明（第六十六条の二）
第三章　国庫金及び有価証券を取り扱う日本銀行の計算証明（第六十六条の三―第六十八条の三）
第四章　出資法人等の計算証明
　第一節　通則（第六十九条・第六十九条の二）
　第二節　独立行政法人の計算証明（第七十条―第七十五条）
　第三節　国立大学法人等の計算証明（第七十六条―第八十一条）
　第四節　株式会社の計算証明（第八十二条―第八十四条）
　第五節　その他の出資法人等の計算証明（第八十五条）
第五章　電子情報処理組織を使用して計算証明をする場合の特則（第八十六条―第百八条）
附則